

指名競争入札の試行状況

対象工事…H20.4月～H21.1月まで契約分

比較内容		条件付一般競争入札		指名競争入札 (予定価格 事前公表)	備 考
			うち予定価格 1千万円未満		
工事件数		1,773	496	248	
落札率	平均(%)	83.52	83.12	88.01	
	最高(%)	100.00	100.00	99.69	
	最低(%)	73.29	74.88	75.36	
入札参加者数	平均参加者数	7.2	7.0	8.5	
	参加者累計	12,751	3,459	2,110	
指名者数	平均指名者数			10.4	
	指名者累計			2,582	
入札手続期間	実際の平均日数		38	31	
	想定していた日数		35	14	
工事成績評定 点	対象件数	552	124	55	
	工事成績評定 点	78.6	77.6	78.0	
最低制限価格 を下回る失格	発生件数	636	198	18	
	発生件数／総件数 (%)	35.9	39.9	7.3	
	総失格者数	2,394	596	41	
	1件当たり失格者数	3.8	3.0	2.3	
	総失格者数／参加者 累計(%)	18.8	17.2	1.9	

指名競争入札の試行状況

対象工事…H20.4月～H21.1月まで契約分

比較内容		条件付一般競争入札		指名競争入札 (予定価格 事前公表)	備 考
			うち予定価格 1千万円未満		
落札率 80%未 満	発生件数	725	245	59	
	発生件数／総件数 (%)	40.9	49.4	23.8	
指名の 辞退	発生件数	/	/	144	
	発生件数／総件数 (%)	/	/	58.1	
	総辞退者数	/	/	472	
	1件当たり辞退者数	/	/	3.3	
	総辞退者数／指名者 累計(%)	/	/	18.3	
	最大辞退者数	/	/	11	
	最小辞退者数	/	/	1	

応札者がなかった工事

比較内容	条件付一般競争入札		指名競争入札	備 考
		うち予定価格 1千万円未満		
応札者なし(全員辞退)	30	13	7	
上記の発生件数／総件数(%)	1.7	2.6	2.7	

※(参考)

比較内容	条件付一般競争入札		指名競争入札	備 考
		うち予定価格 1千万円未満		
1者応札で入札中止	/	/	3	

予定価格事後公表の試行状況

対象工事…H20.4月～H21.1月まで契約分(条件付一般競争入札)

比較内容		事前公表	事後公表	備考
工事件数		1,414	359	
落札率	平均(%)	83.53	83.49	
	最高(%)	100.00	99.53	
	最低(%)	73.98	73.29	
入札参加者数	1件当たり平均参加者数	7.4	6.3	
	参加者合計	10,481	2,270	
最低制限価格を下回る失格	発生件数	523	113	
	発生件数／総件数(%)	37.0	31.5	
	総失格者数	2,015	379	
	1件当たり失格者数	3.9	3.4	
	入札参加者に占める失格者割合(%)	19.2	16.7	
落札率80%未満	発生件数	587	138	
	発生件数／総件数(%)	41.5	38.4	
1位の落札候補者決定のためのくじ引き	発生件数	114	12	事後公表 ・一般土木1件 ・舗装6件 ・塗装1件 ・法面処理4件
	発生件数／総件数(%)	8.1	3.3	
予定価格超過(契約締結済)	発生件数	8 (・3件:桁違い ・141%、110%、 107%、100.3%、 100.2%)	30	事後公表 ・1者超過23件 ・2者以上超過7件
	発生件数／総件数(%)	0.5	8.4	
	予定価格超過者総数	8	47	
	1件当たり予定価格超過者数	1.0	1.6	

入札不調となった工事(条件付一般競争入札)

理由	事前公表	事後公表	備考
入札参加者全員が予定価格超過	0	2	応札1者のみ

総合評価方式の見直し内容

1 対象件数の拡大

金額	現行	見直し
2億円以上	標準型（全件）	標準型（全件）
5千万円以上	簡易型（抽出）	簡易型（全件）
3千万円以上		特別簡易型（全件）
1千万円以上	特別簡易型（抽出）	特別簡易型（抽出）
250万円超	—	

2 加算点の見直し

	現行	見直し
特別簡易型	10点	20点
簡易型	30点	35点
標準型	50点又は70点	55点又は75点

3 評価項目の見直し

(1) 技術力に関する評価項目

- ① 継続教育（CPD）の取組み状況（新規項目）（0.5点）

(2) 地域貢献に関する評価項目

- ① 災害応援協定の締結状況（新規項目）（1.0点）
- ② 消防団への加入状況（新規項目）（1.0点）
- ③ ボランティア活動は、地元企業の継続的な活動を評価

※ 評価項目や評価基準等は、最終的には、個別工事毎に地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、福島県総合評価委員（学識経験者）の意見聴取後に決定される。